

## 令和7年度 駒ヶ根市 市民生活応援券発行事業 取扱事業者募集要項

### 1. 趣旨

市と駒ヶ根商工会議所が、物価高騰の影響を受けている市民の生活支援と市内の消費喚起のために行う、令和7年度市民生活応援券発行事業の応援券取扱事業者を、以下のとおり募集します。なお、この事業は国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用しています。

### 2. 応援券の概要

事業概要	全ての駒ヶ根市民に対し、一人あたり 8,000 円分の市民生活応援券（紙）を配布。 内訳：地域専用券 1,000 円券×5 枚、全店共通券 1,000 円券×3 枚  ※地域専用券…中小規模店でのみ利用可、大型店利用不可。 全店共通券…大型店を含む全ての登録店舗で利用可。
発行総額	約 2 億 4,960 万円（約 31,200 人×8,000 円分）
発行対象	令和 8 年 2 月 1 日時点で、駒ヶ根市内に住民登録のある方
利用期間	令和 8 年 2 月 28 日（土）～ 令和 8 年 8 月 31 日（月）
その他	・駒ヶ根市住民基本台帳に基づき、世帯主の方に世帯人数分を送付します。 ・2 月 28 日（土）の配達開始後、全ての世帯に届くまでに 4 週間程度かかる予定です。世帯に届き次第、利用開始となります。

### 3. 登録資格と条件

(1) 以下①、②のいずれかに該当する事業者が、登録対象です。

① 駒ヶ根商工会議所会員、または ② 駒ヶ根市内に店舗のある事業者

※市内外に店舗を持つ事業者は、市内店舗に限り応援券の取扱いが可能です。

※②の事業者は、本社・本店が市外にある場合は、対象外となります。

(2) 以下①～④のいずれかに該当する事業者は、登録対象外とします。

① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 6 号に規定する暴力団員、又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するもの

② 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業を行っている事業者

③ 以下「5. 応援券の利用対象とならないもの」に記載する商品等のみを取り扱う事業者

④ その他の法令又は公序良俗に反するもの

#### 4. 応援券の利用単位

応援券の利用単位は、1,000 円単位となります。お釣りは出ないため、額面以上の会計の際に、取り扱いをお願いします。

#### 5. 応援券の利用対象とならないもの

法律の定めなどにより、以下のものは利用対象外となります（応援券を利用できません）。

- (1) 国や地方公共団体等への支払い（税金・水道等の公共料金）
- (2) 換金性の高いものの購入（有価証券、商品券、ビール券、図書カード、切手、印紙、プリペイドカード等）や、電子マネーへのチャージ
- (3) 現金との換金、金融機関への預け入れ
- (4) 土地・家屋の購入、家賃・地代・駐車料等の不動産に関わる支払い、金融商品（株券、先物、保険、宝くじ等）の購入
- (5) たばこ事業法に規定する製造たばこの購入
- (6) 娯楽施設への支払い
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業を行っている事業者への支払い
- (8) 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- (9) その他、本応援券事業の趣旨にそぐわないもの

#### 6. 応援券の管理方法

応援券は、各店舗で保管・管理し、以下「11. 換金手続き」に従い、換金をしてください。

#### 7. 事業者の費用負担

今回の応援券の取り扱いに関して、事業者の費用負担はありません。事業者の登録手数料や換金手数料はかかりません。

#### 8. 登録申請方法

取扱事業者登録申請書（別紙様式）に必要事項を記入のうえ、市商工観光課へ提出してください。

#### 9. 申請期間

令和 8 年 1 月 20 日（火）～令和 8 年 2 月 6 日（金）

※上記期間後も随時受け付けますが、期間後に申請された場合は、応援券に同封する店舗一覧への掲載や、掲示物等の送付が利用開始日に間に合わない可能性があります。

#### 10. 審査・登録

市は、申請期間内に申請のあった事業者（店舗）について審査を行います。

審査の結果、登録可となった事業者には、後日、店頭掲示用ポスター等を送付します。

発送は、令和 8 年 2 月 18 日（水）頃を予定しています。

### 1.1. 換金手続き

- (1) 応援券の換金については、駒ヶ根商工会議所へ「使用済み応援券」と「換金申込書」を持ち込んで、手続きをしてください。
- (2) 応援券の換金額は、額面どおりとし、毎週指定口座へ振込を行います。詳しい入金予定日は、別紙スケジュール表をご確認ください。

### 1.2. 取扱店の責務等

取扱事業者は、以下の事項を順守してください。

- (1) 特段の事由がない限り、応援券の有効期間中に取扱事業者を辞退しないこと。
- (2) 配布する店頭掲示用ポスターを、消費者の分かりやすい場所に掲示すること。
- (3) もし応援券の対象メニュー等を限定する場合には、利用者が混乱しないように、ポスターやメニュー表などに、分かりやすい表示をすること。
- (4) 応援券の利用を見込んで通常よりも高い価格を設定するなど、消費喚起の趣旨に反する行為をしないこと。
- (5) 偽造などの不正使用が明らかな場合は、応援券の受け取りを拒否するとともに、その事実をすみやかに市商工観光課に連絡すること。
- (6) 応援券の交換・譲渡・売買は行わないこと。
- (7) 受け取った応援券を自らの支払いに充てないこと。

### 1.3. 取扱店の資格喪失

万が一、取扱事業者が本要項に定める事項に反した場合には、市は取扱事業者登録を取消し、応援券の換金を停止することがあります。

**【問い合わせ・書類提出先】**

〒399-4192

駒ヶ根市赤須町20番1号

駒ヶ根市役所 商工観光課 商業係

TEL 0265-83-2111 内線 431

FAX 0265-83-1278